No.	質問	回答
1	・仕様書P.1項番7集荷(2),(3),(4)について、薬局職員への周知および集荷依頼のあった処方薬が本事業の対象であるかの確認作業についての周知は、御所から薬局職員全てへ周知頂けるのでしょうか。 ・処方薬の梱包について、梱包有無の判断は弊社側で判断を設けてよろしいでしょうか。梱包有と判断した場合の梱包資材費および梱包手数料は御所請求でよろしいでしょうか。	<ul> <li>・薬局への周知につきましては、県薬剤師会を通じ、県内の薬局への周知を予定しております。なお、事業対象であるかの確認作業につきましても、処方箋の備考欄を集荷時に配達員に提示するよう依頼する予定です。</li> <li>・梱包につきましては、基本は荷送人である薬局の判断といたしますが、配送上問題が生じるようでしたらご指示をお願いします。その際、梱包資材費については県で負担いたしますが、梱包の代行にかかる手数料については薬局にて負担いただく旨を説明し、薬局の承諾を得た上で梱包をお願いいたします。</li> </ul>
2	・仕様書P.1項番8荷物の配達(1),(2),(3)について、荷受人様より 受領印又はサインを得たときに配送されたものとするとあるが、 配送単価の請求は、配送完了の有無は問わず、集荷時より発生 いたしますが、問題ないでしょうか。	・荷受人の受領をもって配送の完了といたしますので、配送完了した分の送料等についてご請求ください。 なお、荷受人の都合により配送が完了せず、薬剤を薬局へ返送した場合は、当該配送料については依頼元の薬局への請求となる旨を集荷時にご説明ください。
3	・仕荷受人様が不在の場合、配送日から7日間の保管期限を過ぎた上で荷送人となる薬局様へ返送いたします。配送準備から8日以内の返送が難しく、9~10日になる恐れが御座います。問題ないでしょうか。	・まず、集荷の際に、依頼元の薬局へ薬剤の取扱い(温度管理や、 配送予定日に荷受人へ配送できなかった場合の対応、返送までの 日数等)についてご確認をお願いいたします。 8日以内での返送が難しい場合は、あらかじめ依頼元の薬局の承 諾を得るようお願いいたします。
4	・仕様書P. 2項番8荷物の配達(4),(5)について、商材の特性上梱包 不備による汚損、破損については両社協議の上、請求判断を行う ことをご了承いただけますでしょうか。 ・また損害賠償について、弊社の賠償責務上、販売価格ではなく卸 値での賠償となりますが、可能でしょうか。	<ul><li>・汚損、破損の原因が依頼元の薬局と配送業者のどちらにあるか協議した上でご判断ください。</li><li>・損害賠償については、各社の損害賠償に関する規約・約款等に基づき、賠償をお願いいたします。</li></ul>

5	・仕様書P. 2項番8荷物の配達(6)について、事故等が発生した場合 速やかに甲及び薬局に連絡しとありますが、連絡体制図について は御所よりご教示頂ける理解でよろしいでしょうか。	・当課より提示いたします。
6	・入札説明書P.5項番14契約書の作成及び契約の確定について、クラウドサインでの締結は可能でしょうか。	<ul><li>・本県では未だ電子署名に対応していないため、書面での契約締結をお願いいたします。</li></ul>
7	・処方薬自宅配送業務単価契約書(案)P.1第6条4項について、配送実績の分かる明細書を添付するとあるが、弊社のフォーマットとして、配送番号を記載した内訳を送付しておりますが、どこまで詳細を記載すればよろしいでしょうか。※配送日・配送番号・配送県・配送金額は記載されております。	・ご質問のとおり、「配送日」「配送番号」「配送県」「配送金額」 が記載されているものといたします。
8	・処方薬自宅配送業務単価契約書(案)P.2第8条について、履行期限とは、集荷日から3日以内に配送および、集荷依頼があった当日中もしくは翌日の正午までに集荷するという範囲の理解でよろしいでしょうか。  ・また遅延の判断基準について、天候・道路状況・地理的条件・やむを得ない状況についてはこの限りでないとの理解でよろしいでしょうか。	<ul> <li>履行期限は、ご質問のとおり、集荷日から3日以内に配送および、 集荷依頼があった当日中もしくは翌日の正午までに集荷といたします。</li> <li>遅延の判断基準についてもご質問のとおりであり、荷受人の不在 等により期日までに授与ができない場合や、天候等やむを得ない 状況は除きます。</li> </ul>
9	・処方薬自宅配送業務単価契約書(案)P.3第11条について、遅延となる場合の条件をご教示ください。	・配送業者の失念等による集荷・配送に遅延が生じた場合であり、 災害等のやむを得ない場合は対象外となります。

10	<ul> <li>・処方薬自宅配送業務単価契約書(案)P.4第17条について、弊社の特性上、集荷および配送を協力会社にて請け負わせておりますゆえ、本件業務においても協力会社の集荷および配送を予定しております。あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない文言より、再委託に関する書面をあらかじめご提示頂くことは可能でしょうか。</li> <li>・また、弊社事情により協力会社によっては再々委託となる恐れが御座います。条件として、上記対応可否について御所のご意見をお聞かせください。</li> </ul>	<ul> <li>・再委託に関する申請書のひな形をご提供することは可能です。</li> <li>・再委託は事前の協議により許可することは可能ですが、再々委託となると、主たる業務を履行する企業の責任等が不明確となり、また履行確認が難しいほか、下請会社の事業の執行能力の有無、契約書(案)第9条(5)に該当していないか等の確認が困難であるため、許可することはできません。</li> </ul>
11	・処方薬自宅配送業務単価契約書(案)について、弊社リーガルチェックより変更事由が発生する場合、契約書内の文言修正は可能でしょうか。	・修正の内容によりますが、県と落札者での協議後に修正し、 両者同意の上で契約をする予定です。
12	・入札書裏面について、代引き決済手数料について、決済する金額で手数料が異なってまいります。入札書面では概算値となり、決済時の金額をご請求することとなりますが、問題御座いませんでしょうか。	・決済する金額により手数料が異なる場合は、入札書裏面の代引 決済手数料の単価については、決済手数料のうち、一番安価な 手数料の額をご記入ください。 (例:決済金額による手数料が以下のような場合、入札書には300円 と記載。 【決済金額】
13	・弊社では代引きをご利用にあたり、伝票に記載されている「代金 引換額」の金額をお届け様よりお預かりし、加盟店様(薬局様) のご契約に応じたご入金日に代金引換手数料を差し引いてお振り 込み・ご入金させて頂いており、代金引換手数料を別途ご請求す ることが出来ません。	・本事業については、オンライン診療を普及するためのインセン ティブとして実施するものであり、患者・薬局の費用負担を軽 減することを目的としておりますので、代金引換手数料の県へ の請求が難しい場合は、今回入札にはご参加いただけません。